

瀬戸内市共同募金委員会

赤い羽根☆まちづくり・福祉活動助成事業 実施要綱

（目的）

第1条 瀬戸内市共同募金委員会（以下「委員会」という。）が瀬戸内市内でまちづくりや福祉分野で活動する団体等に対し、共同募金を財源とした助成を行うことでその活動を支援し、まちの活性化と市民生活の向上に寄与するとともに、共同募金への理解と協力を推進することを目的とする。

（対象団体等）

第2条 助成の対象団体等は次のとおりとする。

- ① 地域の居場所づくりに関する取り組みをしている団体
- ② ボランティア活動団体
- ③ 防災・防犯、治安力を高める活動をしている団体
- ④ 地域の活性化につながる行事又は事業を実施している団体
- ⑤ その他、活動効果が期待される地域福祉活動団体

2 前項に定めるものの他、助成を受けようとする団体は次の要件を全て満たすものとする。

- ① 瀬戸内市内に活動の拠点を置いていること
- ② 原則1年以上の活動実績があり、継続した活動が見込めること
- ③ 法人格の有無は問わないが、団体の規約類・会計処理体制が整っていること

（対象事業）

第3条 助成の対象となる事業は次のとおりとする。

- ① 団体等の通常の活動を拡充する新たな取り組み
- ② 活動充実のための備品・資機材等の修繕または購入
- ③ その他会の目的達成のために必要な事業等で委員会の会長（以下「会長」という。）が特に必要と認めたもの

2 次に掲げるものについては助成の対象としない。

- ① 会員・構成員の親睦にかかる経費
- ② 会食など、飲食を主目的としたものにかかる経費
- ③ 事務所費・光熱水費・定例会議費など団体の経常経費にあたるもの
- ④ 同一の目的（事業・活動）で他の助成金・補助金等を受けているもの
- ⑤ 前年または前々年度に助成を受けている場合

（助成金額）

第4条 助成金の上限は10万円とする。

（助成期間）

第5条 助成期間は単年度内とする。

2 前項の規定にかかわらず、実施しようとする事業等が特別な事情により複数年度にわたる場合はこの限りではない。

(申請手続)

第6条 助成を受けようとする団体等(以下「申請者」という。)は、委員会の指定する申請書類(様式1)により、会長宛てに提出するものとする。

(助成審査)

第7条 委員会は助成金の申請をとりまとめた後、委員会の会議において審査を行い、助成の可否及び助成金額を決定する。

2 審査の結果は決定通知書(様式2)により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第8条 助成の決定を受けた申請者は、委員会の指定する交付請求書(様式3)により、会長宛てに交付請求をするものとする。

2 委員会は、申請者からの交付請求に基づき、助成金を交付する。

(助成の明示他)

第9条 申請者は助成を受けた事業等の実施にあたり、「赤い羽根☆まちづくり・福祉活動助成」の文言を明示するものとする。

2 委員会は助成を行った内容について、共同募金寄付者への理解促進のため、広報等により情報提供を行うことができる。

(完了報告)

第10条 申請者は、事業が完了した後速やかに、委員会の指定する完了報告書類(様式4)により会長宛てに完了報告をするものとする。

(助成金の返還)

第11条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に助成金が交付されているときは、その全部または、一部の返還を命ずることができる。

- ① 助成金の交付の申請について不正の事実があったとき
- ② 助成金を助成の目的以外に使用した事実があったとき
- ③ 助成を行った活動を中止したとき
- ④ 助成を行った活動を遂行する見込みがなくなると認められたとき
- ⑤ 実際の活動費総額に対し、既にその額を超える助成金が交付されているとき
- ⑥ その他、この要綱に違反したと認められたとき

付 則

この要綱は、平成23年 9月 9日 から施行する。

この要綱は、平成24年 6月21日 から施行する。

この要綱は、平成29年 7月 5日 から施行する。